

兵庫県公報

令和3年6月10日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（税務課）	1
○ 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）	7

公布された法令のあらまし

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（規則第32号）

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の制定に伴い、事業税の課税免除に係る所得金額の計算方法及び課税免除の申請書の様式等必要な事項を定めることとした。

◎離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

租税特別措置法等の一部改正に伴い、引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

規 則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第32号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、規則に委任された事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1項の額の計算）

第2条 条例第2条第1項の当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式によって計算した額とする。

(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第3条の14第1項に規定する事業を含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人

県が当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得 \times $\frac{\text{当該取得等をした特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該特別償却設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）}}$

(2) 前号以外の者

県が当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得 \times $\frac{\text{当該取得等をした特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{当該特別償却設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$

2 鉄道事業又は軌道事業（以下この項及び次項において「鉄軌道事業」という。）と鉄軌道事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第1項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

（条例第6条に規定する課税免除の申請書の様式）

第3条 条例第6条に規定する課税免除の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人事業税課税免除申請書 様式第1号
 - (2) 個人事業税課税免除申請書 様式第2号
 - (3) 不動産取得税課税免除申請書 様式第3号
 - (4) 固定資産税課税免除申請書 様式第4号
- （知事の権限の委任）

第4条 条例に規定する知事の権限は、県民局長（県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。）に委任する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効に伴う経過措置）

2 条例附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成12年兵庫県条例第43号）第2条第1項及び第7条の規定（以下この項において「失効前の条例の規定」という。）に基づく失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成12年兵庫県規則第63号）の規定は、令和3年4月1日以後も、失効前の条例の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

様式第3号（第3条関係）



不動産取得税課税免除申請書

年 月 日

兵庫県

県民局長様

申請者 住 所
 (所在地) _____
 氏 名
 (名 称) _____
 個 人 番 号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]
 (法人番号) _____
 代表者又は
 管理人の氏名 _____
 電 話 () _____
 電子メール _____

過疎地域における県税の課税免除に関する条例第6条の規定により、次のとおり不動産取得税の課税免除を申請します。

不動産の所在地						
不動産の概要	地番又は家屋番号	地目又は家屋の種類	家屋の構造	地積又は床面積	用途	
課税標準額 (不動産の価格)		円				
税 額		円				
課税免除申請理由	事業の種類					
	取得等を した 特別償却設備	特別償却に関する明細書を提出した税務官署名				
		特別償却に関する明細書を提出した年月日		年	月	日
		取得等をした年月日		年	月	日
		取得価額の合計額		円		
	その敷地である土地及び取得した家屋	取得年月日		年	月	日
		家屋を事業の用に供した年月日		年	月	日
取得した土地を敷地とする家屋の建設に着手した年月日		年	月	日		

(日本産業規格 A列4番)

様式第4号（第3条関係）



固定資産税課税免除申請書

年 月 日

兵庫県

県民局長様

申請者

住 所
（所在地）

氏 名
（名称）

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]
（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

代表者又は
管理人の氏名

電 話 () —

電子メール

過疎地域における県税の課税免除に関する条例第6条の規定により、次のとおり固定資産税の課税免除を申請します。

償却資産の所在地			
課 税 年 度	年度分		
課 税 標 準 額	円		
税 額	円		
課税免除申請理由	事 業 の 種 類		
	特別償却設備	特別償却に関する明細書を提出した税務官署名	
		特別償却に関する明細書を提出した年月日	年 月 日
		取得等をした年月日	年 月 日
		取得価額の合計額	円
	償却資産	取 得 年 月 日	年 月 日
事業の用に供した年月日		年 月 日	

（日本産業規格 A列4番）



離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第33号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成5年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「もの」を「減価償却資産」に、「第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」を「第12条第3項の表の第3号又は第45条第2項の表の第3号」に改める。

第4条第1項第1号中「第6条の2第1項」を「第3条の14第1項」に改め、同号の算式中「所得金額」を「所得」に改め、「製造事業用」の右に「、旅館業用、情報サービス業用又は省令第1条に掲げる事業用」を加え、同項第2号の算式中「所得金額」を「所得」に改め、同条第2項中「以下」の右に「この項及び次項において」を加え、「これらの事業」を「鉄軌道事業」に改め、同条第3項中「所得金額」を「所得」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第4条の規定（同条第1項第1号の算式に係る部分に限る。）は、令和3年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。